第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二　退職給付に係る負債は、固定負債に属するものとする。

第三十八条第一項中「第五号」を「第五号及び第六号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　退職給付に係る負債

第三十八条第四項中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改める。

第四十三条の二第一項に次の一号を加える。

五　退職給付に係る調整累計額

第五十五条第二項中「主要な費目とは、」の下に「退職給付費用及び」を、「引当金繰入額（」の下に「これらの費目のうち」を加え、「及びこれ以外」を「並びにこれら以外」に改める。

第六十九条の五第一項に次の一号を加える。

四　退職給付に係る調整額

附則第二項に次のただし書を加える。

ただし、この規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の規定により、当連結財務諸表の用語、様式及び作成方法を前連結財務諸表に適用していない場合には、この限りでない。

様式第四号中

「　長期貸付金（純額）	×××
繰延税金資産	×××
退職給付に係る資産	×××
繰延税金資産	×××
当金	×××
…	
×××	×××
×××	×××
×××	×××